記者発表資料

令和２年２月２０日
国土交通省東北地方整備局

「都市・地域再生等利用区域」を指定します。
～ 長井ダム　水辺空間のオープン化 ～

都市・地域再生等利用区域の指定は**東北管内初！**

東北地方整備局は、山形県長井市長から令和２年１月１０日に提出のあった最上川水系置賜野川（おきたまのがわ）における「都市・地域再生等利用区域の指定等についての要望書」に応えて、河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」の指定を行います。

※　平成23年3月の河川敷地占用許可準則改正によって、協議会等により地域の合意が図られた地方公共団体からの要望を踏まえ、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」に指定すれば、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店等への占用許可が可能になります。（長井市の計画内容は別紙１、制度の概要は別紙２を参照下さい。）

※　河川空間で営業活動を行えるよう、エリア指定する事をオープン化と称しています。

＜発表記者会＞
＜山形県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

問い合わせ先

国土交通省東北地方整備局
０２２－２２５－２１７１（代表）

河川部　水政課　課長
田中（たなか）　智明（ともあき）　（内線　３５５１）

河川部　水政課　課長補佐
小松（こまつ）　一也（かずや）　（内線　３５５２）

【別紙１】

計画概要

長井市では、観光振興計画の中で長井ダムを「水の観光の起点」として位置づけ、水への関心を高めながら、水辺の賑わいの創出と活性化を図ることを計画しています。

長井ダム湖を活用した「水陸両用バス運行事業」をはじめとする「水を活かした観光振興」を推進し、都市及び地域の再生を図ることを目的としています。

今回「都市・地域再生等利用区域」の指定により、長井市が民間事業者等と使用契約を結ぶことで、オープンカフェや売店など、店舗の営業等が可能となります。

＜区域指定箇所及び利用計画内容＞

① ツアー客のダム施設見学　（ダム下流広場等）
② 飲食物の提供及び物品販売　（船庫展示室等）
③ 水陸両用バス、遊覧船　（折草沢（おりくさざわ）管理用道路）
④ ゴムボートツーリング　（合地沢（がっちさわ）湖面広場）

＜位置図・写真＞

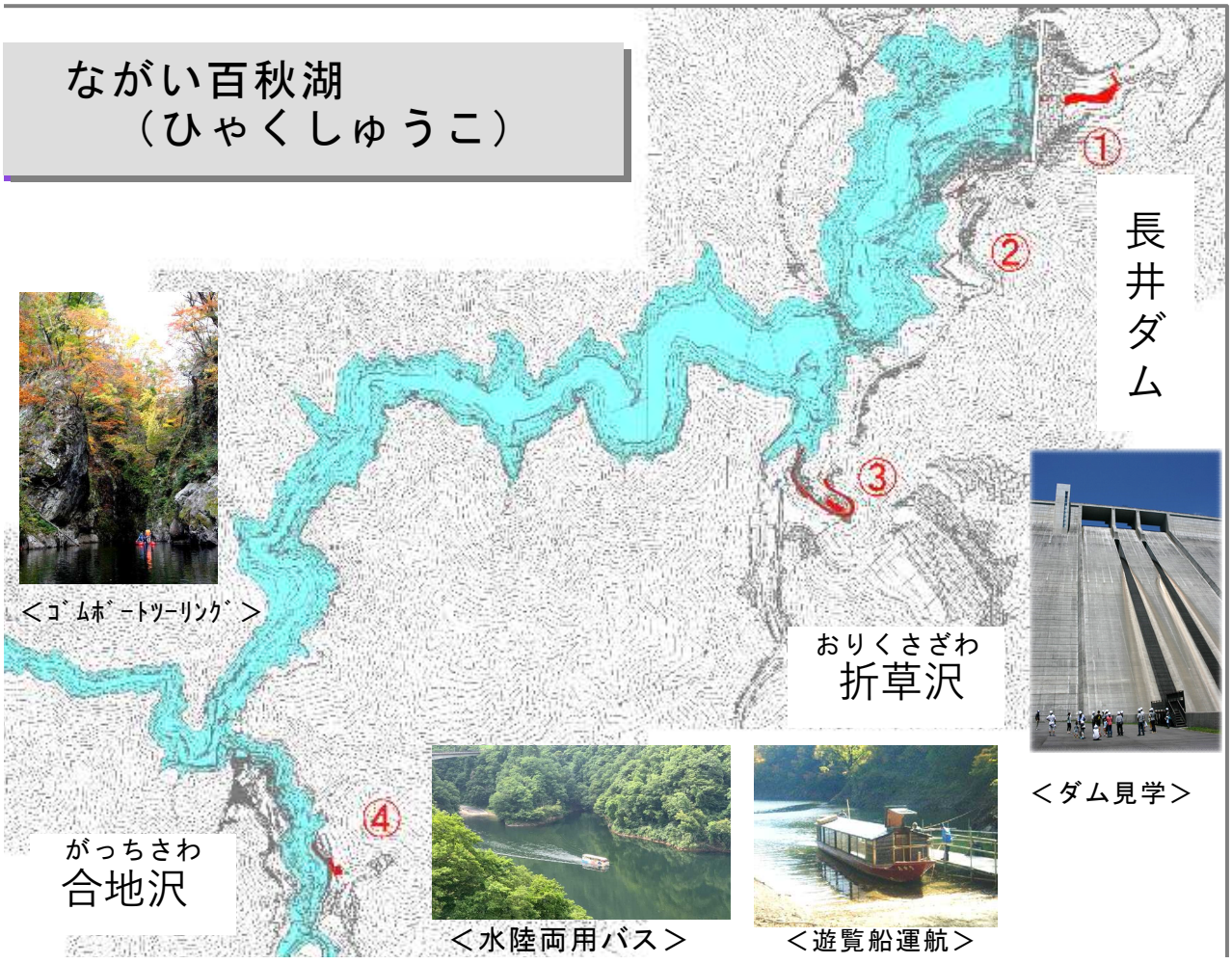

＜ｺﾞﾑﾎﾞｰﾄﾂｰﾘﾝｸﾞ＞

＜ダム見学＞

＜水陸両用バス＞

＜遊覧船運航＞

【別紙２】

都市地域再生等利用区域の制度概要

＜制度の概要＞

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成２３年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになる。

【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】
広場、イベント施設、船着き場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）
日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー

